

新たな被害者を生まない

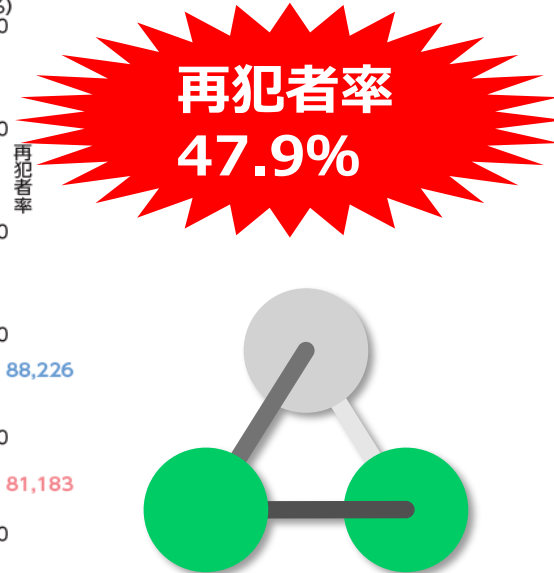
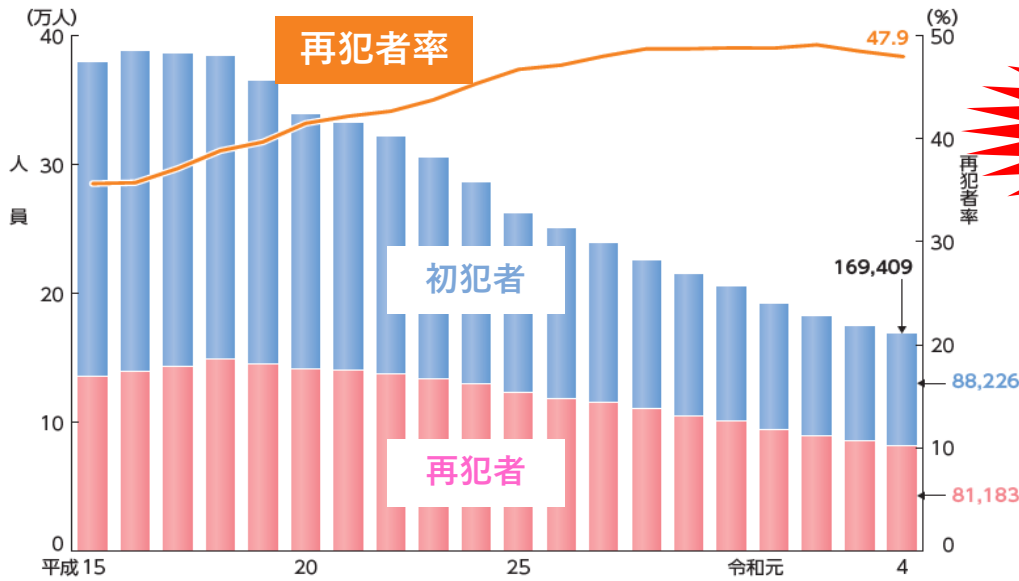


犯罪が繰り返されない

第2次大阪市再犯防止推進計画
(令和6年度～令和10年度)

再犯の現状

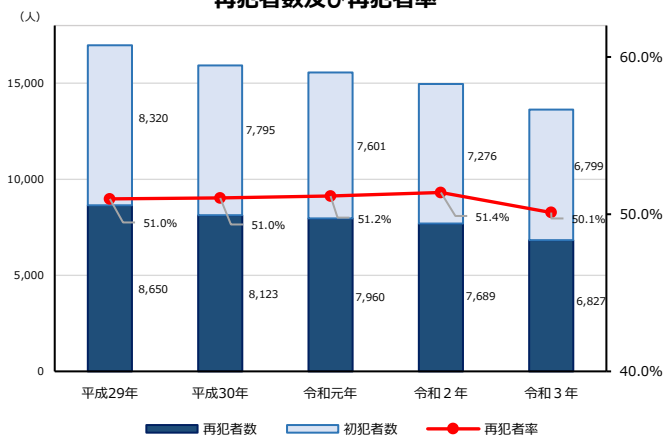
検挙者・初犯者は減っているが、「再犯者率」は右肩上がりで増加傾向（日本全国）



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。
 3 「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

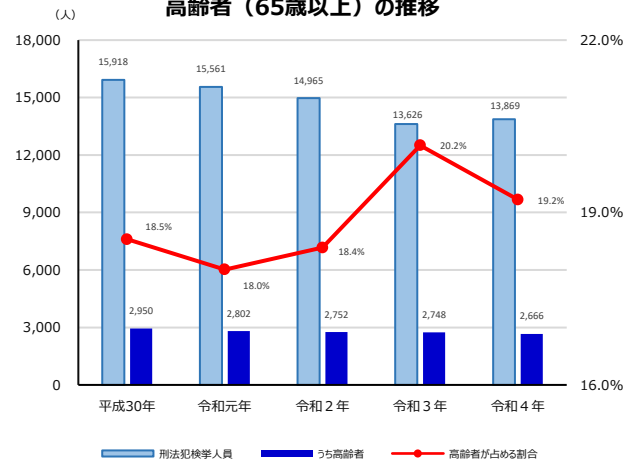
大阪府内の犯罪の発生状況

大阪府内での刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率



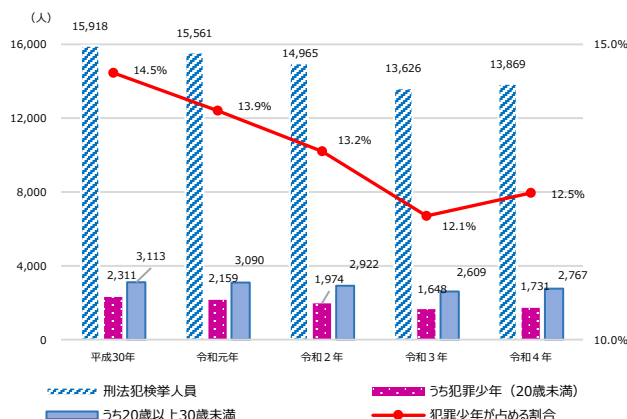
データ提供：法務省

大阪府警察における刑法犯検挙人員のうち高齢者（65歳以上）の推移



データ提供：大阪府警察

大阪府警察における刑法犯検挙人員のうちの犯罪少年（20歳未満）の推移

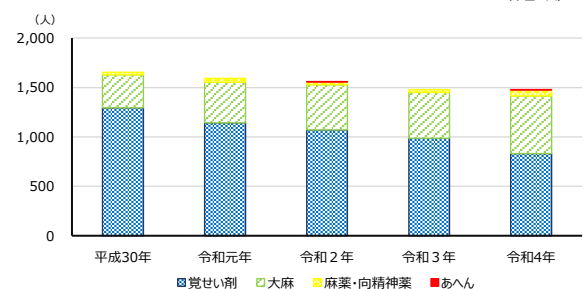


データ提供：大阪府警察

大阪府警察が検挙した薬物事犯検挙人員

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
覚せい剤	1,296	1,142	1,071	986	833
大麻	333	412	455	464	580
麻薬・向精神薬	24	39	30	30	63
あへん	0	0	1	0	2
合計	1,653	1,593	1,557	1,480	1,478

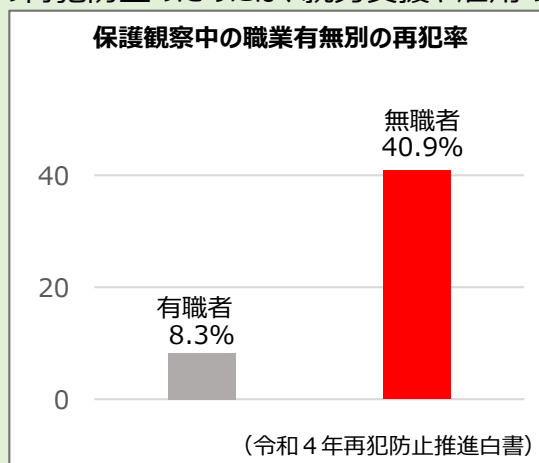
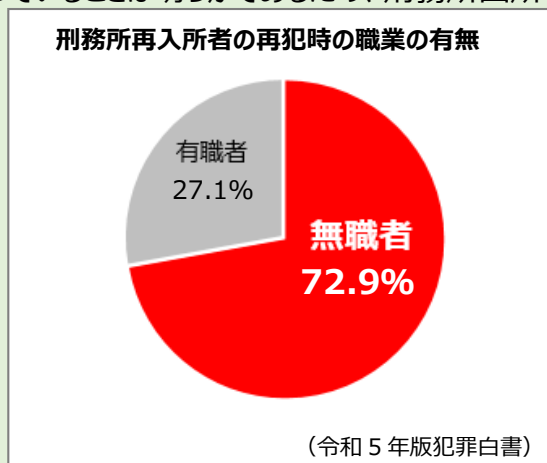
（単位：人）



データ提供：大阪府警察

1 就労の確保

刑務所に再び入所した者のうち**約 7 割が再犯時に無職**であり、最近10年間に於いて増加傾向が続いています。また、無職の保護観察対象者の再犯率は有職者の再犯率の**約 5 倍**となっており、不安定な就労が再犯リスクとなっていることは明らかであるため、刑務所出所者等の再犯防止のためには、就労支援や雇用の確保が重要です。



◎ 生活困窮者自立支援事業

各区の相談窓口において、生活や就労に関することなど、課題解決のために必要な支援の提供や様々なサービス等につなぐことで、生活困窮状態からの早期自立を支援します。

【窓口及び電話：(各区の相談窓口は右の二次元コードからご確認ください。)】



◎ 障がい者就業・生活支援センターにおける相談・支援

職業準備・就職活動支援などの就業面での支援や生活習慣の形成、健康管理などの生活面での相談から就業定着までの支援を行い、就業の安定と職業的自立を図ります。

【窓口及び電話：(各地域担当障がい者就業・生活支援センターは右の二次元コードからご確認ください。)】



◎ 障がい者の職業訓練

大阪市職業リハビリテーションセンター(①)及び大阪市職業指導センター(②)において、一般企業等への就職をめざす障がい者を対象に職業能力開発訓練を行い、職業的自立を図ります。

【窓口：①大阪市職業リハビリテーションセンター、②大阪市職業指導センター、
電話：①6704-7201、②6685-9075】



①



②

◎ しごと情報ひろば総合就労サポート事業における就労相談

市内数か所に窓口を設置し、相談員が就労に向けた相談に応じ、必要な情報提供や、各種セミナー・講座に誘導することで、就職に向けたスキルアップを図ります。

【窓口及び電話：(しごと情報ひろば等は右の二次元コードからご確認ください。)】



○ 協力雇用主による公共調達受注の機会を増やすための優遇措置

一部の市発注の業務委託の総合評価にかかる落札者決定基準において、協力雇用主に登録していることを評価し加算対象とすることにより、協力雇用主の受注機会拡大を図ります。

【担当：市民局地域安全担当、電話：6208-7317】

○ 保護観察対象者等に対する就労支援

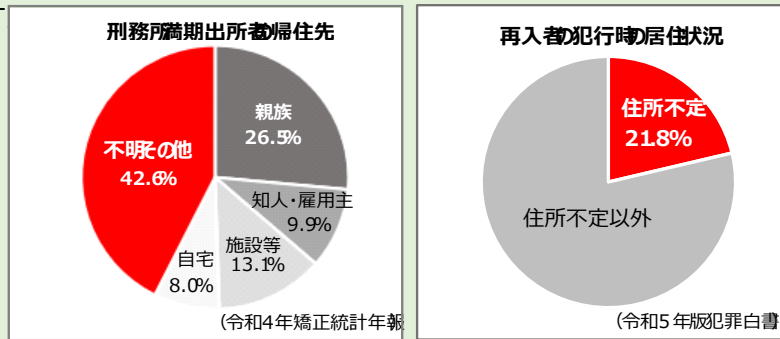
大阪市と大阪市保護司会連絡協議会との協定に基づき、保護観察対象者等を任用し、社会復帰を支援します。

【担当：福祉局総務課、電話：6208-9911】



2 住居の確保

適当な帰住先が確保されていない者が出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合が、更生保護施設等へ入所した仮釈放者に比べて約2倍高くなっていることから明らかなように、**適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための欠かせない基盤**であり、再犯の防止等を推進する上で最も重要な要素の一つといえます



◎市営住宅における随時募集や優先的な入居者募集の活用

様々な事情で緊急に入居すべき事由を有する住宅困窮者に対応するため、随時募集（先着順で申し込み可）を実施します。また、住宅に困窮する低額所得者の中でも特に困窮度が高いとされる方（高齢者世帯、障がい者世帯など）について、市営住宅（公営住宅・改良住宅）への優先的な入居者募集を実施します（福祉目的募集など）。

【窓口：市営住宅募集センター、電話：6882-7024】



◎セーフティネット住宅登録制度の活用

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、保護観察対象者等を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録を進め、居住の安定を図ります。(①)

【担当：都市整備局安心居住課、電話：6208-9222】

【大阪市に登録された賃貸住宅の検索・・・「セーフティネット住宅情報提供システム」(②)】



①



②

◎居住サポート住宅認定制度の活用

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、保護観察対象者等を含む日常生活を営むのに援助を必要とする住宅確保要配慮者（要援助者）に対して、居住支援法人等が安否確認・見守り・福祉サービスへのつなぎ等を行う賃貸住宅（居住サポート住宅）の認定を進め、居住の安定を図ります。(③)

【担当(住宅に関すること)：都市整備局安心居住課、電話：6208-9648】

【担当(居住サポートに関すること)：福祉局高齢施設課、電話：6241-6530】

【大阪市に認定された賃貸住宅の検索・・・「居住サポート住宅情報提供システム」(④)】



③



④

○居住支援法人との連携

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、大阪府から指定を受けた居住支援法人と連携し、保護観察対象者等の入居を支援します。(⑤)

【指定された居住支援法人の一覧・・・「セーフティネット住宅情報提供システム」(②)】



⑤

3 高齢者や障がいのある者等への支援

高齢者（65歳以上の者）の検挙人員は、他の年齢層と異なり近年著しい増加傾向にあり、その勢いは高齢者人口の増加をはるかに上回っています。

また、高齢者の出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、他の世代に比べて高いことが明らかとなっています。

◎高齢者やその家族のための相談

①各区保健福祉センター

介護保険サービスや、高齢者を対象とした保健・福祉サービスに関することなど、関係機関と連携し、高齢者やその家族等からの相談に応じます。

【窓口及び電話番号：（各区の相談窓口は上の二次元コードからご確認ください。）】



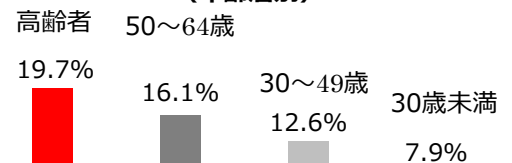
②地域包括支援センター、総合相談窓口（ランチ）

高齢者が地域で安心して生活が続けられるように、介護や福祉などに関する地域の総合相談窓口として、地域包括支援センターと総合相談窓口（ランチ）を設置しています。

【窓口及び電話番号：（各地域包括支援センター等は右の二次元コードからご確認ください。）】

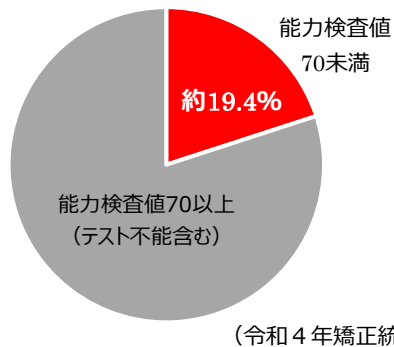


出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合（年齢層別）



(令和5年版犯罪白書)

**新受刑者のうち知的障がい又は
その疑いのある者の割合**



令和4年に新たに入所した者の約16.8パーセントが何らかの精神障がいがあると診断を受けており、能力検査値（旧知能指数）が70未満の者が約19.4パーセント（テスト不能を含めると約21.0パーセント）を占めています。

また、知的障がいのある受刑者については、一般に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかとなっています。



◎ **障がいのある方やその家族のための相談**

① **各区保健福祉センター**

障がい福祉サービス等の利用や日常生活に関することなど、専門機関と連携し、障がい者及びその家族からの相談に応じます。

【窓口及び電話：（各区の相談窓口は右の二次元コードからご確認ください。）】



② **各区障がい者基幹相談支援センター**

障がいのある方やその家族等からの相談に応じて、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用、ピアカウンセリング、権利擁護のために必要な援助、専門機関等の情報提供等を行うことにより、地域における生活を支援します。また、虐待防止などの障がい者の権利を守る取組を実施します。

【窓口及び電話：（各区障がい者基幹相談支援センターは右の二次元コードからご確認ください。）】



◎ **心身障がい者リハビリテーションセンター**

障がいのある方及びその家族からの相談に応じ、助言・指導を行います。また、企業との連携による職業教育・訓練、及び公共職業安定所や福祉機関と協力し、修了生の就労の促進や継続を図ります。

【窓口：心身障がい者リハビリテーションセンター、電話：6797-6501】



◎ **成年後見支援センター事業**

認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な方を保護、支援する成年後見制度の利用促進を図るため、制度利用に関する支援等を行います。

【窓口：大阪市成年後見支援センター、電話：4392-8282】



◎ **あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）**

認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な方が、安心して地域での生活を送れるよう、区の社会福祉協議会（区在宅サービスセンター）において、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理を支援します。

【窓口及び電話：（各区社会福祉協議会は右の二次元コードからご確認ください。）】



4 薬物等の依存症を有する者への支援

全国の薬物事犯検挙者の大部分を占める覚せい剤取締法違反による検挙者数は、近年減少傾向にあるものの、引き続き高い水準です。

また、同法違反の成人検挙人員のうち、同一罪名再犯者（前に同法違反で検挙されたことがあり、再び同法違反で検挙された者）の人員が占める割合は、近年上昇傾向にあり、令和4年は69.2%でした。

◎ **依存症対策支援事業**

大阪市こころの健康センターを依存症相談拠点とし、回復施設、医療機関、自助グループ等と連携しながら、薬物を始めとする依存症対策支援事業を実施します。

【窓口：こころの健康センター、電話番号：6922-3475】



◎ **自立支援医療費（精神通院）の公費負担**

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、精神障がい者の通院医療費の一部に対し公費負担を行います。

【窓口：こころの健康センター、電話番号：6922-8520】



5 若年層への支援のための取組

少年院入院者の20.1パーセントが、中学校卒業後に高等学校に進学していません。
また、高校生活に適応できないなどで非行等に至る過程で、又は非行等を原因として、高等学校を中退する者も多く、少年院入院者の40.9パーセントが高等学校を中退している状況にあります。

○生活指導支援員の配置

いじめ・暴力行為・不登校などの課題を抱える学校に、警察官経験者や児童生徒の指導経験者を生活指導支援員として配置します。

また、生活指導支援員が教職員と協働して児童生徒の問題行動に対する対応を組織的に行うとともに、関係機関と連携しながら生活指導の充実を図ることにより、児童生徒等の学習環境を整えます。

【担当：教育委員会事務局教育活動支援担当、電話：6208-9174】



○生活指導サポートセンター

学校訪問や校長からの聞き取り等を通して実態把握を行い、学校からの生活指導に関する相談窓口的役割を果たします。

また、課題状況の把握を図るとともに、生活指導体制の確立・強化を図るほか、必要に応じ、生徒指導主事としての役割、担任としての児童生徒への接し方、学校として組織で対応することの大切さ等、生活指導におけるポイントについて指導助言します。

【担当：教育委員会事務局教育活動支援担当、電話：6208-9174】



○大阪市教育支援センター

不登校児童生徒の学習の場を提供するとともに、配置スタッフが学校を巡回し、不登校児童生徒の学校以外の場における学習活動の状況等の継続的な把握や、学校以外の場において学習活動等を行う不登校児童生徒に対する支援を行います。

また、在籍校とも連携を図りながら成績に反映するとともに卒業後の進路について効果的な指導や支援を行います。

【窓口及び電話：（各教育支援センターは右の二次元コードからご確認ください。）】



○スクールロイヤー事業

スクールロイヤーによる教職員向けの研修等を行い、児童生徒指導の諸課題の効率的な解決や対応をめざすとともに、学校園の対応で解決が図られない場合は、担当弁護士が学校園と保護者の関係調整を図ります。

【担当：教育委員会事務局活動支援担当、電話：6208-9174】



○児童自立支援施設「阿武山学園」における学習支援及びアフターケア

「不良行為を行い、又は行うおそれのある児童」等の自立支援を行う施設として、入所した児童に対し、家庭的な環境で生活指導を行うとともに、施設内に設置されている学校と連携し、能力・適性に応じた学習支援を実施しています。また、退園後の児童に対し、家庭や措置変更先の施設等新しい環境への適応を支援しています。

【窓口：阿武山学園、電話：072-696-0331】



○地域やボランティアによる青少年の非行の未然防止等

青少年指導員を中心とする地域のボランティアとの連携により、非行の未然防止のための夜間巡視を行うなど、各地域の実情に応じた様々な青少年のための活動を行います。

【窓口：大阪市青少年指導員連絡協議会、電話：6684-9441】



6 関係機関・団体との連携促進及び民間協力者の活動の促進のための取組

○関係機関、団体等との連携

大阪市において、必要な保健医療・福祉サービスや、就労、住居ニーズを的確に把握し、刑事司法機関や民間協力者による支援から切れ目なく必要な支援を実施できるよう、関係機関等との連携の充実強化を図ります。

【担当：市民局地域安全担当、電話：6208-7317】

○更生保護活動への支援

①保護司に対する研修等への支援

【担当：福祉局総務課、電話：6208-9911】

②保護司会連絡協議会に対する活動補助金の交付

【担当：市民局地域安全担当、電話：6208-7317】

○地域社会への理解促進

①“社会を明るくする運動”の推進 ②民間協力者の活動の広報・啓発

③再犯防止啓発月間における広報・啓発

【担当：市民局地域安全担当、電話：6208-7317】

なぜ立ち直りが難しいのか

法務省が行った受刑者へのアンケート調査結果

84.9%が「もう二度と犯罪はしない」

77.8%が「出所後はきちんと仕事をして規則正しい生活を送りたい」と回答

ほとんどの受刑者は「立ち直りたい」と思っているけれど・・・なぜ立ち直りが難しい？

立ち直りへの壁

孤独
相談相手がいない

新たな生活環境の中で、立ち直りに必要な指導や助言が十分に受けられず、生活が再び乱れてしまう。

適切な治療や相談支援を受けることができず、薬物依存症からの回復ができない。

薬物依存がある

必要な福祉的支援が得られず、生活が立ち行かなくなる。
※高齢者や障がい有者等の場合、出所してから再犯までの期間が短いことが明らかとなっています。

高齢である
障がいがある

身元保証人を得られず、適当な住居を確保できない。
※出所後に帰住先のない者は短期間で再犯に及ぶことが明らかとなっています。

住むところがない
仕事がない

前科があることや知識・技能等の不足により、就職や就労の継続ができない。
※出所後に無職の者は有職の者と比べて再犯率が約3倍となっています。

立ち直りを支える社会を実現するために

平成28年12月「再犯の防止等の推進に関する法律」公布・施行

再犯の防止等に関する施策について理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止に関する施策の基本となる事項を定めた法律です。

「大阪市再犯防止推進計画」策定（令和3年度～令和5年度）

第2次大阪市再犯防止推進計画（令和6年度～令和10年度）策定

基本方針

▼犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力を確保し、再犯防止関連施策を推進

▼再犯の防止等に関する施策は、犯罪被害者等が存在することを十分に認識し、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行う

めざす姿

▼犯罪の責任等を自覚するとともに、犯罪被害者の心情等を理解し、立ち直りを希求するものの多くの困難を抱える犯罪をした者等が、地域社会で孤立することなく、地域の一員として円滑に社会復帰できるよう、社会全体の理解と関心の高揚

▼国、府、民間団体その他の関係者と連携、協力し、再犯を防止し、もって、市民が犯罪による被害を受けることのない安全で安心して暮らせる地域社会の実現

○大阪保護観察所

【（立ち直りの支援関係）電話：6949-6244】

【（保護司関係）電話：6949-6240】

保護観察所は、犯罪や非行をした人の再犯・再非行の防止や、立ち直りのための支援などを行っている国の機関です。

保護観察所とともに立ち直りの支援を行う保護司の募集も行っています。

○近畿矯正管区

【担当：更生支援企画課、電話：6941-5781】

近畿矯正管区は近畿2府4県の矯正施設を管轄し、適切な管理運営を図るための指導監督を行っており、更生支援企画課は、再犯防止施策に関する取組の実施が推進されるよう、各都道府県等との意見交換・情報提供等の連携協力体制構築に取り組んでいます。



本リーフレットは...

- 皆さんは、犯罪や非行をした人が逮捕され、裁判を受けた後、
どうなるかご存じですか？
- 再犯を防止するには、支援制度自体を知ってもらうだけではなく、
社会全体の課題として、地域づくりが重要となっています。
- このリーフレットには、大阪市の再犯や犯罪に係る現状データのほか、
大阪市の具体的な取組や相談窓口について記載しています。

大阪市民政局 区政支援室 地域安全担当

大阪市北区中之島1丁目3番20号（大阪市役所地下1階）

電話：06-6208-7317 FAX：06-6202-7555